

「心の復興事業」の対象事業として必要な点（審査基準）

「心の復興」事業（復興庁直接交付分）の対象事業として必要な点（審査基準）を以下のとおり評価し、交付対象事業及び交付可能額を決定する。

対象事業として必要な点は、以下の通り。

1. 被災者自身が主体的・継続的に参画し、活動する機会の創出を図る取組であること。

被災者自身が取組の企画・運営に携わるなど、一過性ではなく継続的かつ主体的に取り組むことにより、事業終了後も被災者による自主的な活動へ繋げていくことを促すものであること。

2. 被災者の生きがいがづくりの効果が期待される取組であること。

取組内容及び参加人数（①仮設住宅・災害公営住宅、②避難元住民、③避難先住民、地域住民、その他）、特に孤立されている方の参加人数等から、心の復興（人のつながり・生きがいがづくり）の効果が期待できるものであること。

3. 費用対効果の観点から妥当な取組であること。

- （1）上記2. の取組内容及び参加人数等を勘案した心の復興の効果
- （2）活動頻度（参加実人数と参加延べ人数とから推計）
- （3）風化防止・地域活性化の波及効果（風化防止の波及効果人数と波及内容、地域活性化の社会的効果又は地域経済効果）から総合的に考慮した費用対効果の観点から妥当な取組であること。

4. 自治体・地域と連携して実施される取組であること。

- （1）地域との連携が取れているものであること。
- （2）地域において効果的な取組であると見込まれるものとして自治体の確認がとれるものには配慮する。

5. 事業終了後も普及、展開の可能性が見込める取組であること。

6. 提案事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が
行う取組であること。

7. 経費の積算が適正であり、事業の適切な執行が期待できる取組で
あること。

8. 対象外の取組

以下のような対象外の取組でないこと。

- (1) 一般的な行政ニーズのもの
 - ・ 一般的な行政ニーズに対応するもの（子育て、青少年健全育成、介護、障害者支援など）
- (2) 他の施策で対応するもの
 - ・ 被災者支援総合交付金の別メニューや他の補助金の対象として実施することが適切なもの
 - ・ 基幹事業の効果促進事業として実施することが適切なもの
- (3) 見守りなど相談にとどまるもの
 - ・ 見守り・傾聴など個々の被災者の相談等の活動にとどまるもの
- (4) 事業内容が心の復興事業の目的に適さないもの
 - ・ 主体的な参画を促すものではなく、サービスの提供に留まるもの
 - ・ 一過性の取組のみを実施するもの
 - ・ 施設・場所の提供のみに留まるもの
 - ・ 印刷物の製作・配布等が主な取組のもの
 - ・ カフェ等の運営を行うのみで被災者が参画する機会の創出に欠けるもの